

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第一項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和3年 3月15日

仙北市長 門 脇 光 浩



記

1. 協議を設けた区域の範囲と協議内容
地 区 ・ ・ ・ 八津鎌足地区、中川第2地区
協議内容 ・ ・ ・ 中心経営体の追加
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和3年 3月15日
3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手)の状況
仙北市全体の中心経営体数
法人 32件(+2)
集落営農 9件
個人 317件(+1)
※地区毎は別紙1のとおり
4. 当該地区に担い手が十分いるかどうか
別紙2の3項のとおり
5. 地域農業の将来のあり方
(1) 将来の農地利用のあり方
別紙2の4項のとおり
(2) 今後の地域農業のあり方
別紙2の6項のとおり
6. 農地中間管理機構の活用方針
別紙2の5項のとおり